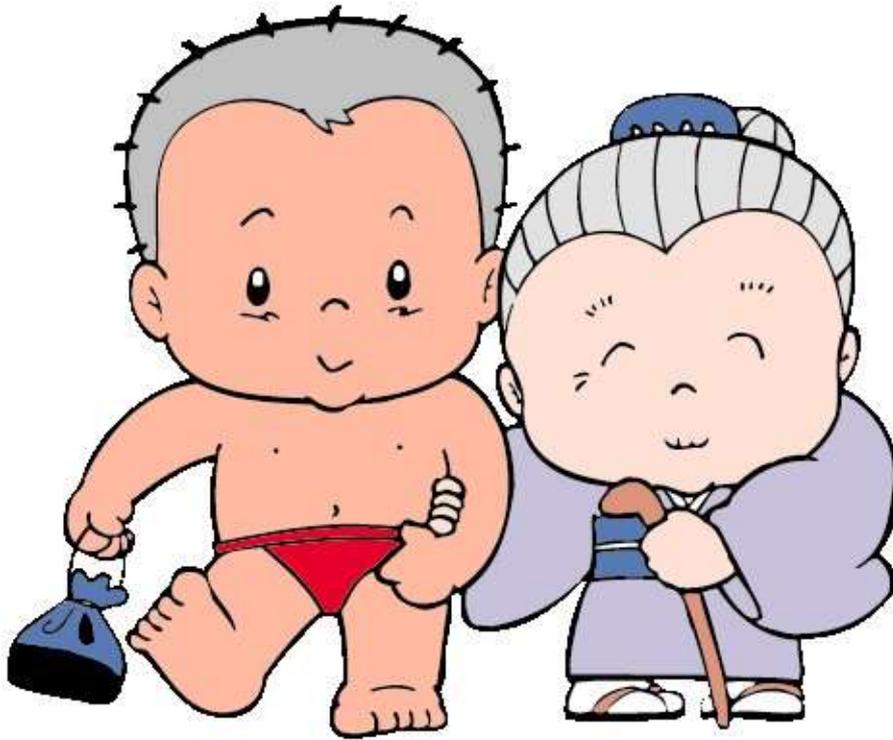


# 高浜町成年後見制度 利用促進基本計画

（令和3～7年度）

～ 自分らしい生活を送るために ～



令和3年3月

高浜町

# 目 次

第1章 成年後見制度利用促進基本計画の策定にあたって	
第1節 計画策定の意義	2
① 成年後見制度利用促進基本計画策定の背景	
② 成年後見制度の趣旨	
③ 成年後見制度の主な内容	
第2節 計画の位置づけ及びその他事業との関連性	4
① 計画の根拠及び対象	
② 計画の期間	
③ その他事業との関連性	
第2章 成年後見制度利用に関する状況等	
第1節 成年後見制度の利用状況	7
① 国・県の成年後見制度の利用状況	
② 町の成年後見制度の利用状況	
第2節 成年後見制度アンケート結果（高齢者対象）	9
第3章 町における課題と計画の基本理念	
第1節 町における成年後見制度の課題	13
課題1 住民への成年後見制度の十分な周知	
課題2 専門的相談窓口の設置・周知	
課題3 専門機関との連携・協議	
第2節 町における計画の基本理念及び考え方	14
第4章 実現に向けた具体的取組	
第1節 成年後見制度利用促進に向けた具体的取組	15
取組1 成年後見制度についての普及促進	
取組2 専門的相談窓口（中核機関）の設置 及び促進施策の充実	
取組3 専門機関との連携及び地域連携ネットワーク 体制の整備	
第5章 計画の評価及び進行管理	18

# 第1章 成年後見制度利用促進基本計画の策定にあたって

## 第1節 計画策定の意義

### ① 成年後見制度利用促進基本計画策定の背景

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分ではない方(以下「本人」という。)について、本人の権利を守る援助者を選任することで本人を法律的に支援する制度です。平成11年民法の一部改正により、従来の禁治産制度が大幅に見直され、「自己決定の尊重」、「身上保護の重視」、「ノーマライゼーション<sup>※1</sup>」等を理念とした制度として、平成12年4月から開始しました。

国は、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律(以下「促進法」という。)」を施行しました。促進法では、成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとしています。そして、平成29年3月に促進法第12条第1項の規定に基づき「成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、市町村は国の基本計画を勘案して、市町村における成年後見制度利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとしています。

このことから本町では、高齢者や障がい者等が住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう権利擁護の実現を図るとともに、地域の実情に合わせて、成年後見制度の利用促進に向けた具体的な施策等を定め、総合的かつ計画的に推進していきます。

※1ノーマライゼーション … 子どもも高齢者も、障がいのある人もない人も、お互いが特別に区別されることなく、共に社会生活ができること

### ② 成年後見制度の趣旨

成年後見制度とは、本人の権利を守る援助者として、家庭裁判所への手続により成年後見人等を選任し、契約を代わって結ぶことや、本人の誤った判断による行為を取り消して本人

を保護し、その判断能力を補う制度です。

判断能力の不十分な人は、不動産や預貯金などの財産管理や、身のまわりの介助のための介護サービス又は施設入所などに関する契約を結ぶ必要があっても、自分で行うことが難しい場合があります。また、自分に不利益であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、消費者被害に遭う恐れもあります。

このような判断能力の不十分な人を成年後見人等が保護し、本人に代わって財産管理や契約行為などの支援を行います。

成年後見制度は従来、本人保護を根本とし、本人の意思や自己決定権の尊重もその理念とされています。家庭裁判所では、できる限り本人の意向を聴き、保佐開始又は補助開始の申立てををするときに、代理権の付与等には本人の同意を必要とするなど、本人の意思を尊重する制度が取り入れられています。

また、「子どもも高齢者も、障がいのある人もない人も、家庭や地域で区別することなく共に生活することができる社会をつくろう」というノーマライゼーションの理念も、成年後見制度の理念の一つであるとされています。

### ③ 成年後見制度の主な内容

成年後見制度には、大きく分けると法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。

法定後見制度は、「後見」、「保佐」、「補助」という3つの類型があり、家庭裁判所への手続により、本人の判断能力の程度に応じて類型が選ばれます。家庭裁判所への申立時に医師の診断書等を添付し、申立後に家庭裁判所が必要に応じて鑑定を行い、審判により類型が決定されます。

任意後見制度は、本人が十分な判断能力があるうちに、将来判断能力が不十分となった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人(任意後見人)に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与えるものです。代理権を与えるために、公証人の作成する公正証書によって契約(任意後見契約)を結びます。

## ○ 法定後見の3つの類型

		後見	保佐	補助
対象となる方		判断能力が全くない方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立てができる人		本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市区町村長など		
成年 後見人等 の権限	必ず与えられる権限	・財産管理についての一般的な代理権、取消権（日常生活に関する行為を除く）	・特定の事項 <sup>(※1)</sup> についての同意権 <sup>(※2)</sup> 、取消権（日常生活に関する行為を除く）	—
	申立により与えられる権限	—	・特定の事項 <sup>(※1)</sup> 以外の事項についての同意権 <sup>(※2)</sup> 、取消権（日常生活に関する行為を除く） ・特定の法律行為 <sup>(※3)</sup> についての代理権	・特定の事項 <sup>(※1)</sup> の一部についての同意権 <sup>(※2)</sup> 、取消権（日常生活に関する行為を除く） ・特定の法律行為 <sup>(※3)</sup> についての代理権
責務	身上配慮義務	本人の心身の状態及び生活の状況に配慮する義務		

※1 民法13条1項に掲げられている借金、相続の承認や放棄、新築や増改築などの事項<sup>(※4)</sup>をいいます。ただし、日用品の購入など日常生活に関する行為は除かれます。

※2 本人が特定の行為を行う際に、その内容が本人に不利益でないか検討して、問題がない場合に同意(了承)する権限です。保佐人、補助人は、この同意がない本人の行為を取り消すことができます。

※3 民法13条1項に挙げられている同意を要する行為に限定されません。

※4 民法13条1項所定の行為とは…(重要な法律行為)

- 1 土地・建物を貸したり返してもらったりすること、お金を貸すこと、預貯金を払い戻すこと
- 2 お金を借りること、保証をすること
- 3 土地・建物や高価な財産の売買や贈与をすること、担保権を設定すること
- 4 訴訟を提起すること、取り下げること
- 5 贈与、和解または仲裁合意をすること
- 6 相続の承認や放棄をすること、遺産分割をすること
- 7 贈与や遺産を拒否すること、負担付きの贈与や遺産を受けること
- 8 新築、改築、増築または大きな修繕の契約をすること
- 9 5年以上の土地の賃貸借契約、3年以上の建物の賃貸借契約、6か月以上の動産の賃貸借契約などを締結すること

## 第2節 計画の位置づけ及びその他事業との関連性

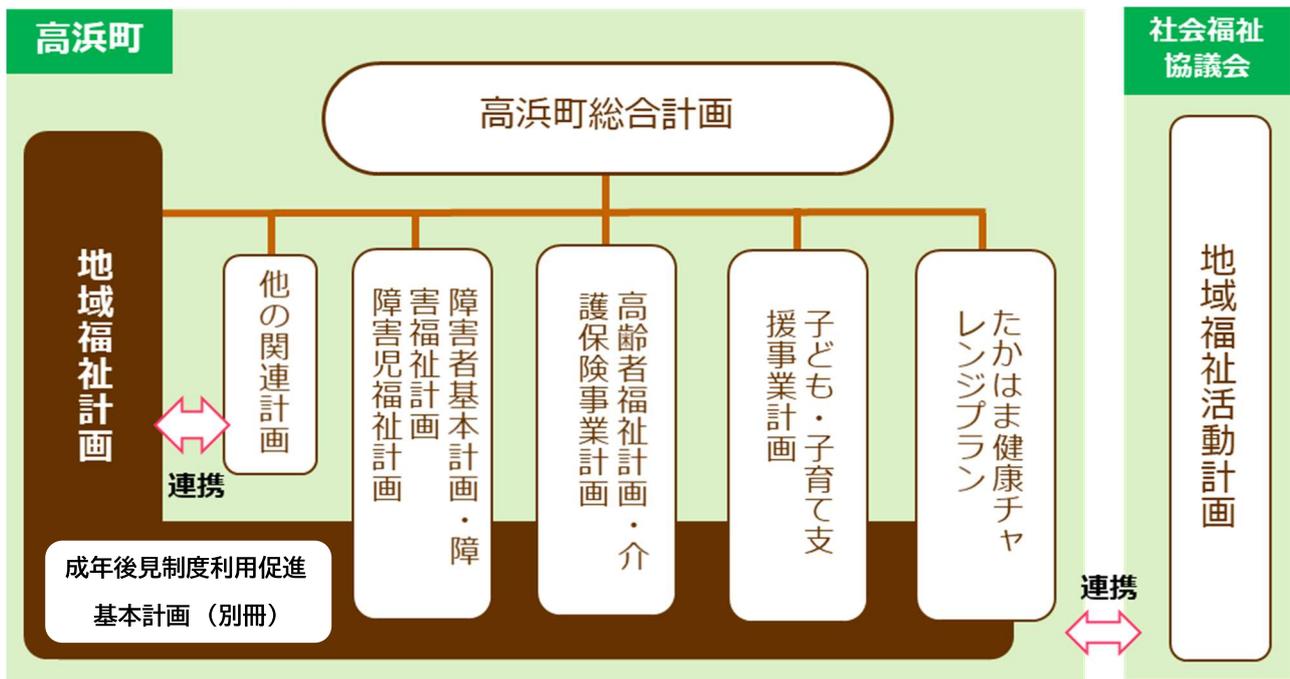
### ① 計画の根拠及び対象

この計画は、促進法第14条の市町村の講ずる措置となる基本的な計画であり、「第3期高浜町地域福祉計画(以下「地域福祉計画」という。)」内に位置づけられた計画です。

本計画の対象は、成年後見人及び未成年後見人の利用者と、制度利用が必要な町民や関係機関等です。

また、成年後見制度とは、民法に基づく法定後見と、任意後見契約に関する法律に基づく任意後見に規定されるものです。計画では成年後見のほか、民法第838条以降に規定され

た未成年後見も対象とします。



## ② 計画の期間

計画の期間は、「第3期高浜町地域福祉計画」内に位置づけられていることから同じ令和3年度から令和7年度までの5か年とします。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	第3期高浜町地域福祉計画					
	高浜町成年後見制度利用促進基本計画					

## ③ その他事業との関連性

成年後見制度以外にも本人の権利を護るための事業があります。その一つが都道府県社会福祉協議会が行っている日常生活自立支援事業です。日常生活自立支援事業とは、認知症、知的障がい、精神障がいなどのある方が、できるだけ自立して地域で生活が出来るよ

う、福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理などの支援を行うものです。契約することが理解できないほど判断能力が低下している場合等は利用することができません。

なお、二つの制度はよく似ていますが、日常生活自立支援事業は、本人との契約に基づいて、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭等の管理に限定していることに対して、成年後見制度は、財産管理や福祉施設の入退所など生活全般の支援(身上監護)に関する契約等の法律行為を援助することができます。

#### 日常生活自立支援事業でできること

内 容	具 体 例
日常的な生活援助の範囲内での支援	○福祉サービス利用の申し込み、契約手続きの援助など ○日常生活に必要なお金の出し入れなど

#### 成年後見制度でできること

内 容	具 体 例
財産管理や身上監護に関する契約等の法律行為全般	○施設への入退所契約、入院契約など ○不動産の売却や遺産分割、消費者被害の取消など

本町における日常生活自立支援事業 利用者数 7名(令和2年11月1日現在)

## 第2章 成年後見制度利用に関する状況等

### 第1節 成年後見制度の利用状況

#### ① 国・県の成年後見制度の利用状況

成年後見制度の利用状況として、厚生労働省「成年後見制度の現状(令和2年6月)」によると、令和元年12月末の成年後見制度の利用者数は224,442人です。

福井家庭裁判所が発表している令和元年12月末の福井県での利用者数は1,579人です。

##### 【 全国 】

成年後見	保佐	補助	任意後見	計
171,858人	38,949人	10,983人	2,652人	224,442人

##### 【 福井県 】

成年後見	保佐	補助	任意後見	計
1,195人	310人	66人	8人	1,579人

令和元年度の全国の成年後見申立件数は、35,640件、そのうち市町村長申立件数は7,837件(全体比22.0%)でした。

### 2. 成年後見制度の利用状況等

#### 成年後見制度の利用者数の推移(平成26年～令和元年)

- 成年後見制度の各事件類型における利用者数はいずれも増加傾向にある。
- 令和元年12月末時点の利用者数については、成年後見の割合が約76.6%、保佐の割合が約17.4%、補助の割合が約4.9%、任意後見の割合が約1.2%となっている。



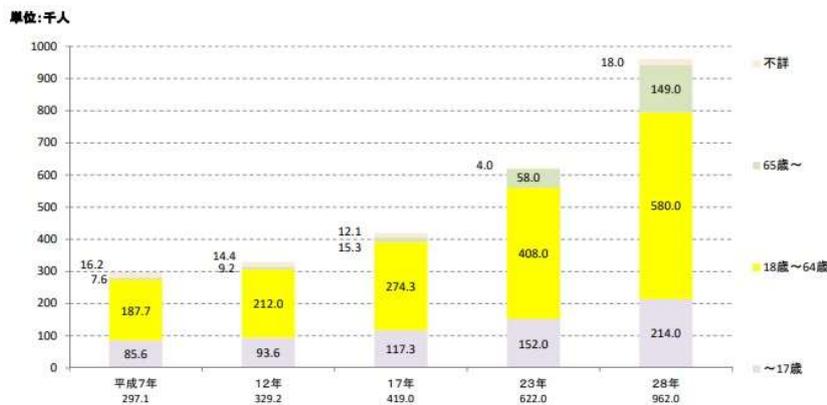
資料:(厚生労働省)成年後見制度の現状

「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」(平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業 九州大学 二宮教授)による速報値

年	2012年	2015年	2020年	2025年	2030年	2040年	2050年	2060年
各年齢の認知症有病率が一定の場合の将来推計人数/(率)	462万人 15.0%	517万人 15.7%	602万人 17.2%	675万人 19.0%	744万人 20.8%	802万人 21.4%	797万人 21.8%	850万人 25.3%
各年齢の認知症有病率が上昇する場合の将来推計人数/(率)	462万人 15.0%	525万人 16.0%	631万人 18.0%	730万人 20.6%	830万人 23.2%	953万人 25.4%	1016万人 27.8%	1154万人 34.3%

## 年齢階層別障害者数の推移(知的障害児・者(在宅))

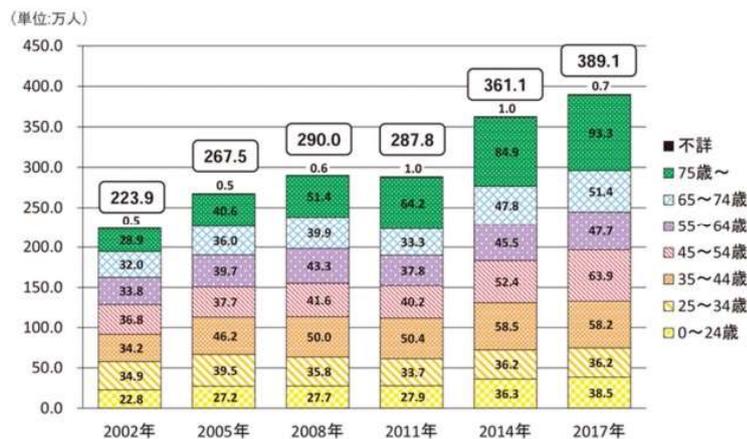
○ 知的障害者の推移をみると、平成23年と比較して約34万人増加した。



資料:厚生労働省「知的障害児(者)基礎調査」(~平成17年)、厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査」(平成23年~)

## 年齢階層別障害者数の推移(精神障害者・外来)

○ 外来の精神障害者389.1万人の年齢階層別の内訳をみると、25歳未満38.5万人(9.9%)、25歳以上65歳未満206万人(52.9%)、65歳以上144.7万人(37.2%)となっており、65歳以上の割合の推移をみると、平成20年から平成29年までの9年間で、65歳以上の割合は31.5%から37.2%へと上昇しており、かつ、我が国全体の高齢化率28.1%を上回る水準となっている。



資料:厚生労働省「患者調査」より厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部で作成

## ② 町の成年後見制度の利用状況

本町での成年後見制度の利用者数は、福井家庭裁判所が発表している令和元年12月末で8人です。平成27年は7人、平成28年度は8人、平成29年度は6人、平成30年度は7人と過去5年間の利用者数はほぼ横ばいです。

### 【 高浜町 】

成年後見	保佐	補助	任意後見	計
6人	1人	1人	0人	8人

なお、本町では他市町村の介護保険施設に住所地特例で入所されている方に、町長申立を1件行っています。

### 【 高浜町(住所地特例者分) 】

成年後見	保佐	補助	任意後見	計
0人	1人	0人	0人	1人

## 第2節 成年後見制度アンケート結果（高齢者対象）

本計画を策定するにあたり、令和元年度にサロン等を活用し高齢者を対象とした成年後見制度アンケートを実施しました。主なアンケート内容は以下のとおりです。

- (1) 成年後見制度の認知度及び知っている内容
- (2) 自身や親族が対象となった時の利用意向
- (3) 利用したい場合の支援者や内容、また利用したくない場合の理由
- (4) 相談窓口の認知度及び制度等に対する自由意見

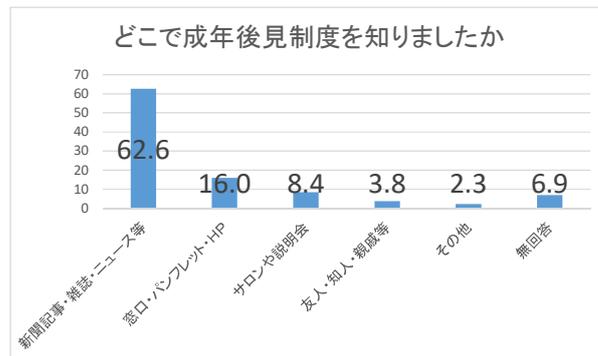
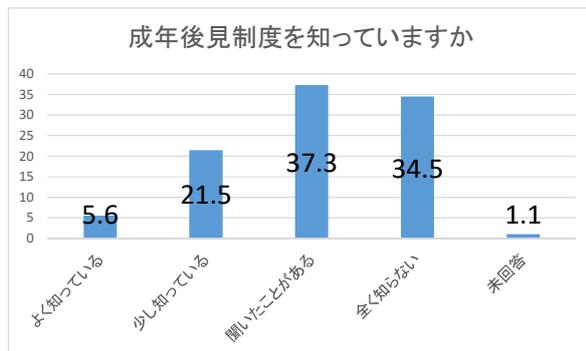
### アンケート結果(抜粋)

アンケートは、21カ所で実施し177人から回答が得られました。

### 【 基本情報 】

【性別】	男性	27人	【年代】	50代	5人
	女性	149人		60代	27人
	未回答	1人		70代	76人
	計	177人		80代	58人
			90代	9人	
			未回答	2人	
			計	177人	

## (1) 成年後見制度の認知度及び知っている内容



成年後見制度の認知度としては、制度を「よく知っている」「少し知っている」「聞いたことがある」と答えた人の割合は64.6%であり、「全く知らない」の34.5%を見ると、制度の認知度は低くありませんでした。

しかし、全体の中で一番高かったのは「聞いたことがある」の37.3%であり、「よく知っている」5.6%、「少し知っている」21.5%を鑑みると成年後見制度についての理解がまだまだ不十分であると考えられます。

制度を知った手段としては、「新聞記事・雑誌・ニュース等」のメディアからの情報から知った人が62.6%をしめ、窓口や公的パンフレット、サロン説明会など行政側からの発信による制度の認知度は24.4%となっています。

また、「よく知っている」「少し知っている」「聞いたことがある」と回答した人にその知っている内容について聞いたところ、以下の結果となりました。

### 比較的 高い認知度の内容

- 判断能力が低下した場合に利用できる
- 財産や預貯金の管理・福祉サービス契約などの法律行為ができる
- 相談窓口を知っている など

### 比較的 低い認知度の内容

- 後見・保佐・補助などの類型があること
- 登記制度であること
- 申立費用がいることや後見人に報酬が必要な場合があること など

(2) 自身や親族が対象となった時の利用意向

ア) 利用したい	69人	39.0%
イ) 利用したくない	108人	61.0%



(3) 利用したい場合の支援者や内容、また利用したくない場合の理由

ア)利用したい方 (69人)	イ)利用したくない方 (108人)																						
○ 後見人には誰がなってもらいたいか (複数回答可)	○ 利用したくない理由 (複数回答可)																						
<table border="1"> <tr> <td>親・子・兄弟など親族</td> <td>94.2%</td> </tr> <tr> <td>それ以外の方(専門職含)</td> <td>26.1%</td> </tr> </table>	親・子・兄弟など親族	94.2%	それ以外の方(専門職含)	26.1%	<table border="1"> <tr> <td>後見人でなくとも家族がいるから</td> <td>88.9%</td> </tr> <tr> <td>手続が大変そうだから</td> <td>18.5%</td> </tr> <tr> <td>他人に財産等を任せることに不安だから</td> <td>15.7%</td> </tr> <tr> <td>家族・親族の信頼関係が壊れるから</td> <td>14.8%</td> </tr> <tr> <td>費用が心配だから</td> <td>12.0%</td> </tr> <tr> <td>家裁に申し立てることに抵抗があるから</td> <td>11.1%</td> </tr> <tr> <td>後見人になってほしい人が見当たらない</td> <td>4.6%</td> </tr> <tr> <td>どういときに利用していいかわからない</td> <td>4.6%</td> </tr> <tr> <td>なんとなく</td> <td>3.7%</td> </tr> </table>	後見人でなくとも家族がいるから	88.9%	手続が大変そうだから	18.5%	他人に財産等を任せることに不安だから	15.7%	家族・親族の信頼関係が壊れるから	14.8%	費用が心配だから	12.0%	家裁に申し立てることに抵抗があるから	11.1%	後見人になってほしい人が見当たらない	4.6%	どういときに利用していいかわからない	4.6%	なんとなく	3.7%
親・子・兄弟など親族	94.2%																						
それ以外の方(専門職含)	26.1%																						
後見人でなくとも家族がいるから	88.9%																						
手続が大変そうだから	18.5%																						
他人に財産等を任せることに不安だから	15.7%																						
家族・親族の信頼関係が壊れるから	14.8%																						
費用が心配だから	12.0%																						
家裁に申し立てることに抵抗があるから	11.1%																						
後見人になってほしい人が見当たらない	4.6%																						
どういときに利用していいかわからない	4.6%																						
なんとなく	3.7%																						
○ 後見人に頼みたいこと 「日常の金銭管理」、「通帳などの管理」、「公共料金等の支払い」、「福祉サービスの利用」、「医療手続」、「財産の管理・相続・処分」などほとんどの項目において大きな差はなく多くの利用したい方が頼みたいと思っています。 しかしながら、唯一「住居に関すること(住み替え等場所の選択)」に関しては、半数以上の方が自分自身の意思で決定したいと思っていることから、高齢者の住居が変わることへの不安があることが分かります。																							

現時点では、成年後見制度を利用したい方の大半は家族に後見人等になってほしいと思っています。また、経済的なものは任したいが、住居決定に関する権利(後見人に居所指定権限はないが)だけは他の人(家族も含め)に任したくないと思っています。

成年後見制度を利用したくない人の大半は、家族がいることや他人に財産を任せることに不安を感じ利用したくないと考えています。また、手続きや報酬も一つの原因になっています。

(4) 相談窓口の認知度及び制度等に対する自由意見

ア) 相談窓口を知っている	89人	50.3%
イ) 相談窓口を知らない	88人	49.7%

○ 知っている相談窓口（複数回答可）

社会福祉協議会	68人	76.4%
地域包括支援センター及び行政窓口	65人	73.0%
家庭裁判所	23人	25.8%
無料法律相談	15人	16.9%
弁護士会	9人	10.1%
社会福祉士会	7人	7.9%
司法書士会	6人	6.7%
法テラス	2人	2.2%
その他・無回答	3人	3.4%

相談窓口を知っている人の割合は、ほぼ半数でした。なお、知っている相談窓口もやはり地域に身近な「社会福祉協議会」や「地域包括支援センター・行政窓口」が高い認知度を示しています。

## 第3章 町における課題と計画の基本理念

### 第1節 町における成年後見制度の課題

本町の人口は年々減少しているにもかかわらず、高齢者人口は32%を超え、年々増加しています。また、「ひとり暮らし高齢者」や「高齢者のみ世帯」も増加傾向であること、障がい者においても高齢の親が障がいのある子どもを介助している世帯が多く顕在化してきていることから、今後ますます成年後見制度の必要な事例が増加します。

一方で、制度自体が難しいことや、申立てに必要な書類が複雑なことを勘案すると、町民にとって身近な制度ではなく、理解が進まないことが考えられます。今後制度をより身近に感じていただくために、町では大きく3点の課題が考えられます。

#### 課題1 住民への成年後見制度の十分な周知

前章のアンケート結果から、成年後見制度について聞いたことはあるが詳しくは知らないと回答する人が多く、制度の十分な理解がなされていないことが分かります。制度の基本的な理解がなされるよう幅広く周知することが必要です。

#### 課題2 専門的相談窓口の設置・周知

成年後見制度等の支援が必要にもかかわらず、どこに相談すればよいか分からず、相談につながらない潜在化ケース等に対応するため、専門的相談窓口の設置及び周知が必要です。

また、町民への周知だけでなく、町内の各関係機関にも相談窓口や手続きなどの方法を詳しく知っていただくために、既存のネットワークを活用しながら、連絡会議や研修会を開催することが必要です。

#### 課題3 専門機関との連携・協議

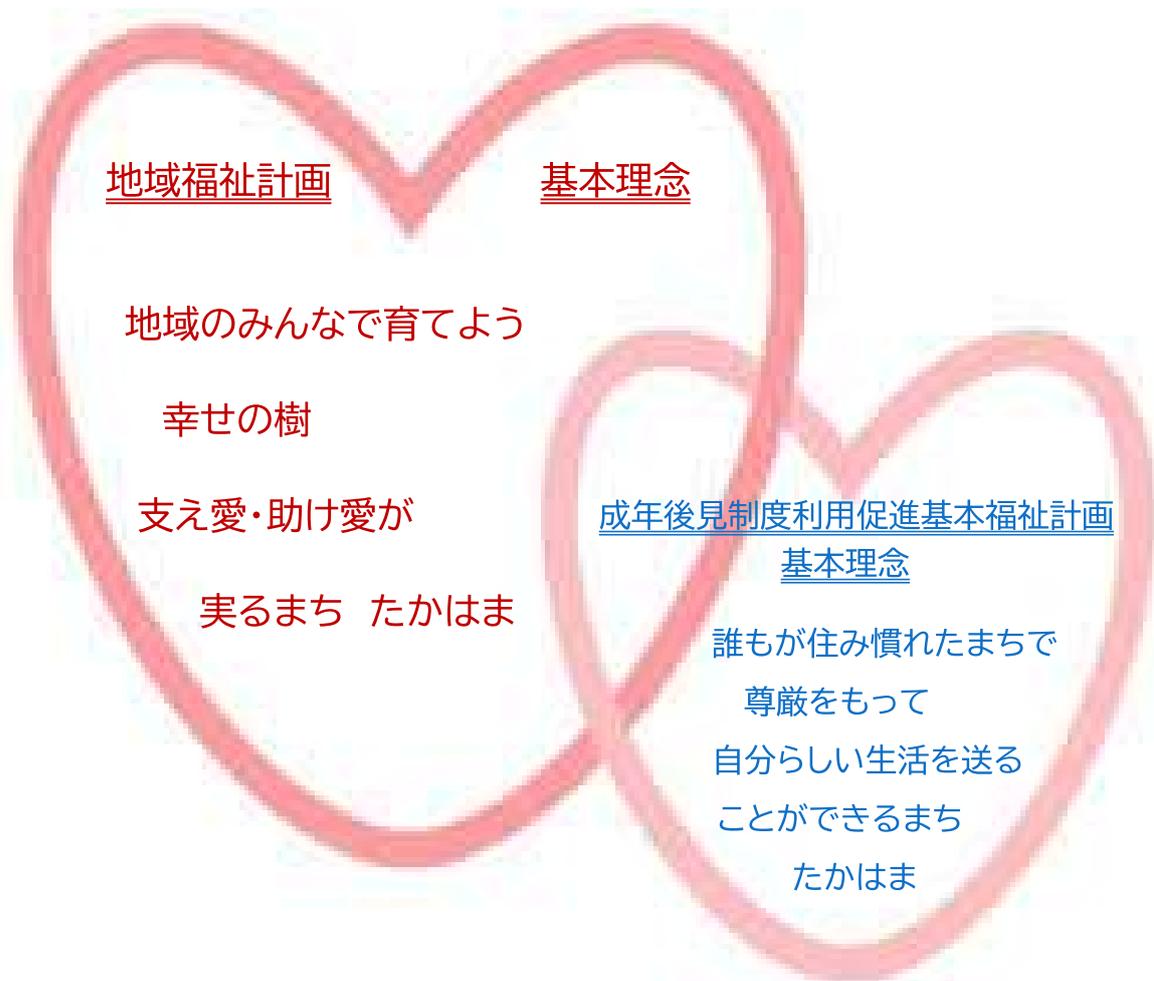
成年後見制度は、身上監護に関する契約や財産管理など法律的な行為が多く、成年後見人

をお願いできる弁護士や司法書士等専門職団体との連携が欠かせません。

また、本町の場合成年後見申立てを行う場合は、福井家庭裁判所敦賀支部(敦賀市)になることから、本町と敦賀市との距離が申立ての検討を行う上での弊害になる可能性があります。このことから、今後町民の制度の利用に関して、本人や親族の意思に反して起こる弊害をより少なくするために、より一層の家庭裁判所等司法との連携は不可欠です。

## 第2節 町における計画の基本理念及び考え方

本計画は、「地域福祉計画」内に位置づけられており、高齢者や障がい者を含む全ての町民が住み慣れた地域で支えあいながら、尊厳をもって自分らしい生活を送ることが出来るよう権利擁護の実現を図っていくために定められています。



## 第4章 実現に向けた具体的取組

### 第1節 成年後見制度利用促進に向けた具体的取組

前章で示した課題に対応し、成年後見制度利用促進に向けて、本町では以下の3つの取組を実施します。

#### 3つの取組

- 取組 1 成年後見制度についての普及促進
- 取組 2 専門的相談窓口(中核機関)の設置及び促進施策の充実
- 取組 3 専門機関との連携及び地域連携ネットワーク体制の整備

### 取組 1 成年後見制度についての普及促進

#### 1-1 町民への普及啓発活動

町民への成年後見制度の普及啓発として、広報紙への記事掲載、サロン等の地域での集会における説明会の開催等あらゆる方法を用い、制度についての普及啓発を実施します。

広報紙への記事掲載	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
掲載回数	1	1	1	1	1

集会での説明会	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
開催回数	1	3	5	6	6

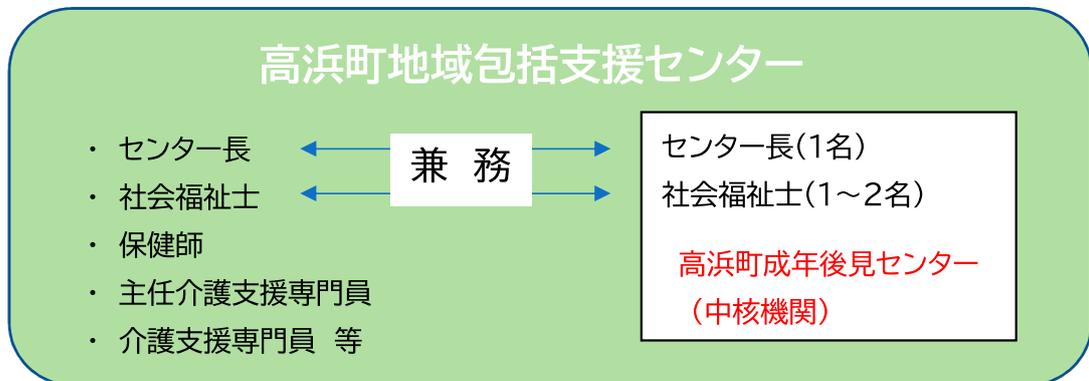
### 取組 2 専門的相談窓口（中核機関）の設置及び促進施策の充実

#### 2-1 専門的相談窓口(中核機関)の設置

町民への成年後見制度の利用促進を図るため、中核となる機関(中核機関)「高浜町成年後見センター」を令和3年4月に町直営で設置します。なお設置にあたっては第2章第2節で記載したアンケート結果から、現在の相談先として認知度の高い「地域包括支援センター」内に

設置し、高齢者の権利擁護と成年後見制度利用促進を一体的に取り組みます。

「高浜町地域包括支援センター」内に「高浜町成年後見センター」を令和3年4月に設置



## 2-2 関係機関との調整・研修会等の開催

成年後見制度の周知や利用促進を図るためには、町内にある関係機関の協力も不可欠です。関係機関への成年後見制度の理解を深めるため研修会等を実施します。

関係機関への研修会等	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
開催回数	1	1	1	1	1

## 2-3 その他促進のための施策

本町の成年後見制度の利用者については第2章第2節のとおりですが、今後制度利用者数の増加や町民ニーズの高まりに向け、本計画期間中に以下の施策についての検討を行います。

### 検討施策 1 町民の成年後見制度利用にかかる費用の助成

成年後見制度利用に関する費用に関して、現在は町長申立費用のみを町予算化していますが、アンケート結果にもあるとおり、少なからず費用負担が利用したくない理由としてあることから、本計画期間中にニーズを踏まえた検討を行います。

### 検討施策 2 後見人の育成

本町では、現在利用者数も少ないことから後見人の不足にまでは至

っていませんが、今後利用者の増加を踏まえ、市民後見人の育成や法人後見育成について本計画期間中に実現可能な施策を検討します。

### 取組 3 専門機関との連携及び地域連携ネットワーク体制の整備

#### 3-1 専門機関との連携

成年後見制度の利用促進を図るためには専門機関との連携が欠かせません。現在年に数回程度、福井家庭裁判所主催、また、若狭地域地域包括支援センター連絡会等で専門機関(家庭裁判所、三士会等)との協議の場が設置できています。今後も専門機関との協議・連絡の場を設け連携を図っていきます。

#### 3-2 地域連携ネットワーク体制の整備

権利擁護支援の必要な人の発見・支援、また、早期の段階からの相談・対応体制の整備を図るためには地域連携ネットワークが重要になってきます。現在高齢者や障がい者の権利擁護のため「高浜町高齢者・障がい者等の権利を護るネットワーク」が在りますが、この既存のネットワークに成年後見制度の利用促進機能(協議会)を強化させ、より一層のネットワーク体制の整備を図るとともに、本ネットワークによる本人見守りのためのチーム支援を行います。

既存

高浜町高齢者・障がい者等の権利を護るネットワーク

機能強化

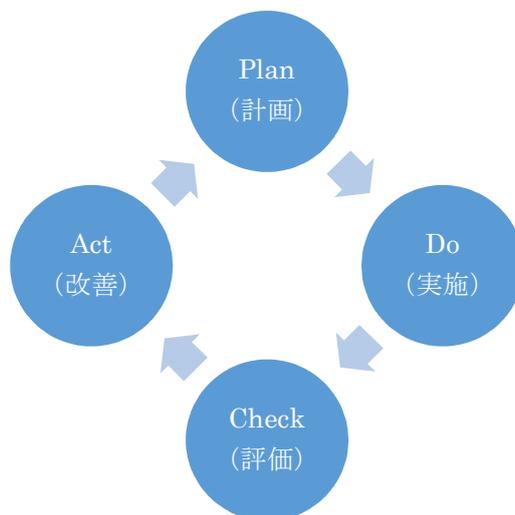
高浜町高齢者・障がい者等の権利を護るネットワーク  
+ (成年後見制度) 協議会

「本人を見守るためのチーム」をネットワーク全体で支援

## 第5章 計画の評価及び進行管理

本計画に基づく、各取組及び事業の進行管理を行うとともに、効果等に関する評価を加え、改善を図ります。いわゆる「PDCAサイクル」は、さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画(Plan)」「実行(Do)」「評価(Check)」「改善(Act)」の順に実施していくプロセスです。

### 【 PDCAサイクルのイメージ 】



本計画の評価及び進行管理を行う上で、協議会・関係機関と連携・調整を図りつつ推進します。評価等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、随時計画の見直しを行います。